

様式第2号（政務活動実施報告書）

令和元年10月28日

井原市議会議員

様

井原市議会議員

上野安是

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和元年10月14日(月)～16日(水)〈3日間〉
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	アートビジネスセンター 池袋駅前別館
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	議員カアップ基礎講座 ～ 議会改革、政治倫理、予算決算、調権～
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	唐瀬和彦氏 (株)地方議会総合研究所 代表取締役
5. 活動内容	別添のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。



## ① 議会改革の効果を検証する

- なぜ「効果」が出たのかを「検証」することが必要

議院内討論を行う理由は、議会において審議において多種多様な市民の意見（特に少数の意見）を十分に尊重した議論・討議を行う必要があるからであり、これにより、「どこまで合意形成の範囲を広げられるか」がポイントとなる。

この際、議長や副議長がファシリテーターとしても機能する必要がある。

検証手法としては

行政評価と、計量分析とをあげられるが、計量分析（統計学の手法を用いて因果関係や相関関係とエビデンスに基づき検証）の方がより客観的な評価を行うことができる。

## ② 議員の守るべき政治倫理とは

議員各人が持ち合わせているものであり本来は明文化する必要はないのである。しかし様々な不祥事にかかる問題のために起きている。

イラスト行政評価は被害者の主観を出发点とし、平均的な被害者を基準に考える必要がある。

- ・ 権限を背景にはしていないか？
- ・ 公私混同としてはいないか？
- ・ 相手の人権を侵害してはいないか？

## ② 効果的な予算・決算審議方法を考える

予算審議 (政策経費) にあててのチェックポイント

- ① 事業の意義・目的・目標が明確であるか
- ② 重点施策・他の計画・関係施策との整合性が明らかなか
- ③ 他の自治体で同様の事業があればその状況を説明する
- ④ 民間や他のセクターで実施できているか
- ⑤ 事業費の積み上げを正確に算出されているか
- ⑥ 職員の増加・人件費・間接費の増加が明らかなか
- ⑦ 次年度以降の財政負担が明らかなか
- ⑧ 複数の実施方法と比較し、最善策であることを説明できているか
- ⑨ 事業の見直し時期が明らかなか
- ⑩ 新規事業拡充するために廃止・縮小した事業はどのようなものか

## 決算の認定の考え方

決算の認定とは 議会が決算の内容を審査し、予算の執行が適法かつ適正に行われたことを地方公共団体の意思として確認する行為

## ③ 議会の調査権を効果的に活用する

所管事務調査権とは

常任委員会又は議会運営委員会が所管する事務に対して有する固有の調査権限をいい、議会からの当該委員会へ調査権限委託の議決を有することなく当該委員会自らが能動・自主的に行う調査権のこと

## 所管事務調査の目的

一般的な考え

- ① 条例案その他の議案立案のための調査
- ② 条例案等の立案に至らない付託予定案件の審査のために調査することや議会が有する監視機能を働かせるための調査等

## 100条調査権とは

地方自治法第100条に根拠を有する議会の調査権を指し、当該普通地方公共団体の事務に関し調査を行うことができるといふ



100条調査権に係る請求に反する場合は、議会に告発する権限が付与され、その調査権の実効性が担保されている。

## (所感)

議会が有する権能を發揮するためには、議会基本条例に基づき、(っか)とした改革を継続して実行していくことが、必要であると実感した。

以上